

四半期報告書

(第10期第1四半期)

イー・アクセス株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】	6
第3 【設備の状況】	11
第4 【提出会社の状況】	12
1 【株式等の状況】	12
2 【株価の推移】	27
3 【役員の状況】	27
第5 【経理の状況】	28
1 【四半期連結財務諸表】	29
2 【その他】	40
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	41

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月14日

【四半期会計期間】 第10期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

【会社名】 イー・アクセス株式会社

【英訳名】 eAccess Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 深 田 浩 仁

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉱ビル

【電話番号】 03—3588—7200

【事務連絡者氏名】 常務執行役員兼経理本部長 山 中 初

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉱ビル

【電話番号】 03—3588—7200

【事務連絡者氏名】 常務執行役員兼経理本部長 山 中 初

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第10期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第9期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (百万円)	24,258	67,564
経常損失(△) (百万円)	△1,533	△8,365
四半期(当期)純損失(△) (百万円)	△2,810	△6,351
純資産額 (百万円)	15,820	19,433
総資産額 (百万円)	110,086	121,590
1株当たり純資産額 (円)	10,742.48	13,291.57
1株当たり四半期(当期) 純損失(△) (円)	△1,983.49	△4,396.36
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	13.8	15.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,390	△4,872
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,312	△97,361
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,310	△11,074
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	47,387	47,619
従業員数 (名)	369	347

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、四半期(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	369(59)
---------	---------

(注) 従業員数は就業人員数であり、正社員数は平成20年6月30日現在の人員数を、臨時従業員数は当第1四半期連結会計期間の平均人員数を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	369(59)
---------	---------

(注) 従業員数は就業人員数であり、当社から関連会社イー・モバイルへの専任出向者555名を除いております。臨時従業員数は当第1四半期会計期間の平均人員数を（ ）外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、サービスの提供にあたり製品の生産を行っていないため、生産実績について記載すべき事項はありません。

(2) 仕入実績

当第1四半期連結会計期間における仕入実績は次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
デバイス事業	10,330
合計	10,330

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

(4) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
ネットワーク事業	13,142
デバイス事業	11,117
合計	24,258

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第1四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	割合(%)
イー・モバイル株式会社	12,442	51.3
KDDI株式会社	6,121	25.2

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

コミットメントライン契約

当社は、平成20年5月16日に、株式会社みずほ銀行と、総額15,000百万円のコミットメントライン契約を締結いたしました。当第1四半期連結会計期間末現在の借入実行残高はありません。なお、当該コミットメントライン契約に関し、財務制限条項が付されております。

出資契約及び業務提携契約

当社は、平成20年7月31日に、株式会社アッカ・ネットワークスと、同社が行う第三者割当増資の引受け及び業務提携に関する契約を締結いたしました。なお、詳細については、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表の注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び当社の関係会社)が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

売上高

(単位：百万円、%)

	前第1四半期	当第1四半期	比較増減	%
ネットワーク事業	13,770	13,142	△628	△4.6
デバイス事業	3,507	11,495	7,988	227.8
モバイル事業(※)	1,508	-	△1,508	△100.0
消去又は全社	△3,681	△378	3,303	-
合計	15,104	24,258	9,155	60.6

(※)モバイル事業を営むイー・モバイル株式会社(以下、「イー・モバイル」といいます。)が平成19年5月31日に連結子会社から持分法適用関連会社に異動したことに伴い、当第1四半期連結会計期間よりモバイル事業の売上高は計上されておられません。

当第1四半期連結会計期間における売上高は24,258百万円(前年同期比9,155百万円、60.6%の増加)となりました。事業のセグメント別にみると、ネットワーク事業においては、契約者数の減少及び低価格サービスが占める割合の増加に伴いARPU(1加入当たり月額売上高)が低下したことなどにより、当第1四半期連結会計期間の売上高は13,142百万円と前年同期比4.6%の減少となりました。デバイス事業においては、端末の供給先であるイー・モバイルの契約者数が順調に増加したことに伴い、当第1四半期連結会計期間の売上高は11,495百万円と前年同期比227.8%の増加となりました。なお、前年同期の売上高には、モバイル事業を営むイー・モバイルが当社の連結子会社であった平成19年4月1日から平成19年5月31日までの売上高(1,508百万円)を含んでおります。

営業利益

(単位：百万円、%)

	前第1四半期	当第1四半期	比較増減	%
ネットワーク事業	2,863	3,031	168	5.9
デバイス事業	△265	480	745	-
モバイル事業(※)	△4,088	-	4,088	-
消去又は全社	△16	△14	2	-
合計	△1,506	3,497	5,003	-

(※)モバイル事業を営むイー・モバイルが平成19年5月31日に連結子会社から持分法適用関連会社に異動したことに伴い、当第1四半期連結会計期間よりモバイル事業の営業利益は計上されておられません。

当第1四半期連結会計期間の営業利益は3,497百万円(前年同期は1,506百万円の赤字)となりました。前年同期の営業損失には、モバイル事業を営むイー・モバイルが当社の連結子会社であった平成19年4月1日から平成19年5月31日までの営業損失(4,088百万円)を含んでおります。事業のセグメント別にみると、ネットワーク事業において当第1四半期連結会計期間の営業利益は3,031百万円と前年同期に比べ168百万円(5.9%)の増益となりました。デバイス事業においては、前年同期に事業開始当初に係る赤字(265百万円)を計上しましたが、当第1四半期連結会計期間は黒字となり営業利益は480百万円となりました。

経常損失

当第1四半期連結会計期間の経常損失は1,533百万円(前年同期は3,280百万円の赤字)となり、損失額が1,747百万円改善しました。前年同期はイー・モバイルの経常損失の全額が平成19年4月1日から5月31日までの2ヶ月分連結され、持分法による投資損失として四半期純損失の一部が1ヶ月分反映されていたのに対し、当第1四半期連結会計期間は持分法による投資損失のみが計上されており、イー・モバイルに関して反映される損失額が減少いたしました。また、既述のネットワーク事業及びデバイス事業における営業利益の増加も、経常損失の改善に寄与いたしました。なお、イー・モバイルの経営成績を含む持分法による投資損失は、当第1四半期連結会計期間において4,668百万円(前年同期は1,251百万円)となりました。

四半期純損失

税金等調整前四半期純損失は1,533百万円(前年同期はイー・モバイル株式の一部売却益4,641百万円の計上により1,346百万円の黒字)となり、税効果会計適用後の法人税等の負担額は1,288百万円(前年同期比1,095百万円、46.0%の減少)となっております。当第1四半期連結会計期間における四半期純損失は2,810百万円(前年同期は1,516百万円の黒字)となり、1株当たり四半期純損失は1,983円49銭となっております。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の流動資産、有形固定資産及び無形固定資産はそれぞれ64,480百万円、11,513百万円及び2,183百万円となり、前連結会計年度末に比べそれぞれ6,237百万円、936百万円及び157百万円の減少となりました。流動資産の減少は、主に平成20年3月末のイー・モバイルの音声サービス開始に向け、高価格帯の端末販売が前連結会計年度末に集中したことによる売掛金の減少(5,456百万円)によるものであり、有形固定資産及び無形固定資産の減少は減価償却によるものであります。また投資その他の資産は31,909百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,176百万円の減少となりました。これは主に、イー・モバイルの事業展開に伴う営業費用の増加等により持分法による投資損失を計上した結果、関係会社株式が減少したものであります。これらの結果、資産合計は110,086百万円となり、前連結会計年度末に比べ11,505百万円の減少となりました。

当第1四半期連結会計期間の流動負債は11,266百万円となり、前連結会計年度末に比べ7,892百万円の減少となりました。これは主に、既述のイー・モバイル向け端末の仕入れ等の買掛金の減少(3,240百万円)及び未払法人税等の減少(2,987百万円)によるものであります。固定負債は83,000百万円となり、前連結会計年度末からの変動はありません。これらの結果、負債合計は94,266百万円となり、前連結会計年度末に比べ7,892百万円の減少となりました。

当第1四半期連結会計期間末の純資産は15,820百万円となり、前連結会計年度末より3,613百万円減少いたしました。これは主に、四半期純損失の計上(2,810百万円)及び配当金の支払い(815百万円)によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの分析

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ232百万円減少し、47,387百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同期に比べ16,327百万円収入が増加し、2,390百万円の収入となりました。主な増加要因は、前年同期においては平成19年5月31日まで連結子会社であったイー・モバイルの事業拡大に伴い運転資本が減少傾向にあったものの、イー・モバイルの持分法適用関連会社への異動による連結範囲の変更に伴い、当第1四半期連結会計期間における運転資本の増減が前年同期に比べプラスとなったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同期に比べ81,619百万円支出が減少し、1,312百万円の支出となりました。主な減少要因は、前年同期にイー・モバイルに関する連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出(71,154百万円)を含んでおり、また、当第1四半期連結会計期間における有形固定資産の取得による支出及び無形固定資産の取得による支出が、前年同期に比べそれぞれ5,923百万円及び4,569百万円減少したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同期に比べ709百万円支出が減少し、1,310百万円の支出となりました。主な減少要因は、当第1四半期連結会計期間におけるリース債務の返済による支出及び長期借入金の返済による支出が、前年同期に比べそれぞれ368百万円及び330百万円減少したことによるものであります。

(4) 対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

基本方針の内容

当社株式は広く市場で取引されていることから、当社の株式を大量に取得し当社の経営に関与(以下「買収」といいます。)しようとする株主又は潜在的株主(以下あわせて「買収者」といいます。)が出現することは、それが企業価値の向上に資する限りにおいて何ら否定すべきことではありません。

一方で、買収が行われる場合には株主の利益が優先されるべきところ、一般株主が買収の是非、すなわちその買収が企業価値の向上に資するか否かの検討を行うための十分な情報や時間が十分に提供されない場合や、構造上強圧的な買収など濫用的な買収が行われたために、少数株主が、買収に応じざるを得ないような状況に追い込まれる場合も考えられ、そのような状況では株主は適切な判断を行うことができないと考えております。

当社にとって最大化すべき企業価値とは、株主の利益そのものであり、その実現のためには少数株主や消費者、当社従業員その他のステークホルダーの利益に配慮しつつ、電気通信事業に要求される公共性と経営の効率性との両立を継続的に果たしていかねばならないと考えております。

これらの事情を勘案した結果、当社に対する濫用的な買収等によって当社の企業価値が不当に害されることを未然に防止し、当社に対する買収等の提案がなされた場合には、当該買収提案の妥当性について、また場合によっては当該買収提案に対して当社が提示する代替案について、企業価値

最大化の観点から十分な検討を行うための情報と時間を確保することが当社企業価値の最大化に資すると考えております。

基本方針実現のための取組みの内容

当社は、上記基本方針を実現するため、平成17年5月12日付取締役会において第1回企業価値向上新株予約権（eAccess Rights Plan #1）を発行し、同年6月22日付定時株主総会において、当社の企業価値最大化を達成するための合理的な手段として用いることを目的として信託型防衛策（以下「本信託型ライツプラン」といいます。）を導入しました。

ところが、その後平成19年に改正された金融商品取引法により、経営関与に向けた重要提案行為等を目的とした株式取得には特例報告制度の適用が認められず、5営業日以内の大量保有報告書の提出が義務付けられ、また、公開買付けが開始された場合には、発行会社による買付期間の延長請求及び質問権の行使が可能となりました。したがって、上記基本方針に記載した本信託型ライツプラン導入の目的は、法により一定程度担保されることとなりました。

これらの事情を勘案した結果、当社は、経営に関する重大な提案がなされた場合、その判断は最終的に株主に委ねられるべきとの資本主義の原則に立ち返り、本信託型ライツプランを廃止することとしました。当社定款第46条第1項により、本信託型ライツプランを継続するためには、平成20年3月31日に終了する事業年度に係る定時株主総会で承認を得る必要がありましたが、当社は、同事業年度に係る平成20年6月25日付定時株主総会において、本信託型ライツプランを継続するための株主総会決議を行わず、同日付で本信託型ライツプランを廃止しました。なお、平成20年6月25日付取締役会において、第1回企業価値向上新株予約権を取得及び消却する旨を決議しましたので、同決議に基づき、平成20年8月15日付をもって、上記新株予約権は消却される予定です。

当社は、従前より、社外取締役が過半数を占める取締役会を設置し、透明なコーポレートガバナンスの確保に努めており、また、本信託型ライツプラン廃止後も引き続き、重要提案行為等を目的とする当社株式取得行為があった場合には、株主の利益確保のため積極的な情報収集とその適切な開示に努めてまいります。これらの取組みにより、中長期的な企業価値向上を重視した経営が可能となり、上記基本方針が実現するものと考えております。

（6）研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は145百万円であります。

（7）経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、『起業家精神をもって市場を創造し、全ての人へブロードバンドライフを提供すること』を目指して、平成11年の創業以来ADSL事業者の草分けとして高速インターネットアクセスサービスを提供してまいりました。日本が世界有数のブロードバンド先進国へと成長したことに對しては、当社が大きく貢献したものと自負しております。

しかしながら当社のコア事業であるADSL市場は、FTTHの拡大とともに縮小する傾向にあります。当社グループの持続的発展の実現のためには、既存事業を維持するとともに、モバイル・ブロードバンド等の新たな成長市場における事業の拡大に積極的に取り組んでいくことが必須であると考えております。このための施策として、現在当社グループが積極的に取り組む課題は次のとおりであります。

ネットワーク事業の収益力向上とシェア増加、事業範囲の拡大

ADSL回線の契約者数は市場全体として純減に転じておりますが、一層のコスト削減を実施し高収益を確保いたします。また解約抑止に努め、市場シェアを増加いたします。特に「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表の注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおり、平成20年7月31日に発表いたしました株式会社アッカ・ネットワークスとの業務・資本提携は、収益性向上とシェア増加を加速させるものと期待しております。また、ADSL以外のアクセスサービスやMVNO等の成長市場へと事業を拡大し、ネットワーク事業の更なる発展を実現いたします。

イー・モバイルとの連携の強化

関連会社のイー・モバイルは、平成19年3月に開始したデータ通信サービスに続けて平成20年3月には音声通信サービスを開始し、着実に加入者数を拡大しております。当社はイー・モバイルに対するモバイル端末や基幹ネットワークの調達と提供を手掛けており、モバイル市場の成長と連携してモバイル事業を一層拡大させてまいります。

組織体制の充実

急速に発展する事業運営を支える組織や業務プロセスの構築と人材の育成を進めるとともに、内部統制システムの整備を推進いたします。その上で、企業グループ全体としての効率的な経営、迅速な意思決定、堅実なコーポレート・ガバナンス体制の実現に積極的に取り組んでまいります。

以上のように、当社はグループ一丸となって経営課題の実現に注力し、持続的発展の実現と企業価値の向上に努めてまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,459,760
第1種優先株式	10,000
第2種優先株式	10,000
第3種優先株式	10,000
計	5,489,760

(注) 第1種優先株式、第2種優先株式または第3種優先株式の取得があった場合には、それぞれこれに相当する株式の数を減ずる旨を定款に定めております。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,416,924	1,416,989	東京証券取引所 (市場第一部)	—
計	1,416,924	1,416,989	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債の転換請求権を含む。)により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく特別決議による新株引受権(平成13年9月10日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成13年9月10日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	690株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円
新株予約権の行使期間	自 平成13年9月30日 至 平成23年9月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

旧商法第280条ノ19の規定に基づく特別決議による新株引受権(平成14年2月25日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成14年2月25日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,555株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円
新株予約権の行使期間	自 平成14年3月22日 至 平成24年2月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成14年8月6日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成14年8月6日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	566個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,830株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円
新株予約権の行使期間	自 平成14年8月20日 至 平成24年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成15年1月15日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成15年1月15日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	105個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	525株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円
新株予約権の行使期間	自 平成15年1月16日 至 平成25年1月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成15年8月12日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成15年8月12日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	1,215個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	6,075株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円
新株予約権の行使期間	自 平成15年8月13日 至 平成25年8月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成16年6月29日定時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成16年6月29日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	6,798個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	33,990株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 139,000円
新株予約権の行使期間	自 平成16年7月1日 至 平成26年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 139,000円 資本組入額 69,500円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成16年6月29日定時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成16年6月29日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	73個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	365株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 134,410円
新株予約権の行使期間	自 平成16年8月18日 至 平成26年8月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 134,410円 資本組入額 67,205円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20の規定に基づく新株予約権(平成17年5月12日取締役会決議) (イー・アクセス株式会社第1回企業価値向上新株予約権)

取締役会決議(平成17年5月12日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
付与対象者	有限責任中間法人ミナト・ライツマネジメント
新株予約権の数	180万個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	270万株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 90,000円 (注)1
新株予約権の行使期間	自 平成17年6月23日 至 平成27年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 90,001円 資本組入額 45,001円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
取得条項に関する事項	(注)2
信託の設定の状況	(注)3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 新株予約権の行使時の1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、行使要件が満たされた日の直前の金曜日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、当該金曜日が取引日でない場合には、その直前の取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の5分の1に修正される。なお、行使価額が修正された場合、新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中の資本組入額は、行使価額に新株予約権の発行価額(1円)を加えた額に0.5を乗じた金額(1円未満は切上げ)である。
- 2 当社は、新株予約権の発行日以降、行使要件(以下に定義する。)が成就するまでの間いつでも、取締役会の決議をもって、新株予約権の全部を一斉に無償で取得することができる。
当社は、当社に対する買収等の提案があった日又はある者が特定株式保有者(以下に定義する。)に該当したことを当社が公表した日のいずれか早い日の後速やかに、社外取締役全員で構成される企業価値向上検討委員会を組織する。同委員会が、新株予約権の発行日以降、行使要件が成就するまでの間に、新株予約権を取得すべきとの決議を行った場合には、当社は、取締役会の決議をもって、行使要件が成就する日以前に、新株予約権の全部を一斉に無償で取得しなければならない。
「行使要件」とは、ある者が特定株式保有者に該当したことを当社取締役会が認識し、かつ、公表した日の翌日から起算して60日が経過することをいう。また、「特定株式保有者」とは、当社の株券等の保有者又は公開買付者であって、その共同保有者又は特別関係者の保有分との合計で、当社の発行済議決権付株式総数の5分の1を超える数となる者をいう。
- 3 新株予約権の被付与者である有限責任中間法人ミナト・ライツマネジメントは、新株予約権の割当を受けた直後の平成17年6月10日付で、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として、新株予約権の全部を信託譲渡している。同信託契約における受益者は、基準日現在の株主(ただし、新株予約権を行使できない特定株式保有者等を除く。)である。
- 4 「第2 事業の状況 3 財政状態及び経営成績の分析」に記載のとおり、当社は、本信託型ライツプランを平成20年6月25日付で廃止しておりますので、イー・アクセス株式会社第1回企業価値向上新株予約権が行使されることはありません。
- 5 イー・アクセス株式会社第1回企業価値向上新株予約権は、平成20年6月25日付取締役会において、取得及び消却する旨を決議しましたので、同決議に基づき平成20年8月15日付で当社が取得し、同日付で消却される予定です。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成17年6月22日定時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成17年6月22日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	39,705個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	39,705株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 76,565円
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成27年6月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 76,565円 資本組入額 38,283円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権(平成17年6月22日定時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成17年6月22日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	625個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	625株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 80,168円
新株予約権の行使期間	自 平成17年8月25日 至 平成27年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 80,168円 資本組入額 40,084円
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第341条ノ2の規定に基づく新株予約権付社債(平成16年6月10日取締役会決議)

2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(平成16年6月28日発行)	
第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)	
新株予約権の数	4,600個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	213,962株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 107,495.70円 (注)1
新株予約権の行使期間	自 平成16年7月12日 至 平成23年6月14日 (注)2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 107,495.70円 資本組入額 53,748.00円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該本新株予約権が付せられた本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権付社債の残高	23,000百万円

(注) 1 平成20年5月14日開催の取締役会において決議された当社株主配当に伴い、平成20年4月1日に遡って新株予約権の行使価格は調整されました。

- 2 但し、当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、当該償還日の東京における10営業日前の日まで、本新株予約権付社債の所持人の選択による本社債の繰上償還の場合は、本新株予約権付社債の所持人により償還通知書が本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託された時まで、買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時または本新株予約権付社債の要項に定める一定範囲の当社の子会社が本社債を消却のために当社に送付した時まで、また 期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとします。

3 繰上償還

当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還

当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社は、受託会社に対する書面による通知および本新株予約権付社債の要項に定める公告を行った上で、下記の取引のうち法律上可能であり、かつ、実務的に実行可能であるもの(但し、当社は各取引を下記各号の順に指向しなければならない。)を行うよう最大限努力しなければならない。

- (a) 本新株予約権付社債の所持人が、本新株予約権の行使期間の期間中、本新株予約権を行使することができ、かつ、その行使により、当該所持人に、当該所持人がかかる株式交換または株式移転の効力発生の直前にかかる行使の請求を行ったとすれば受け取ることのできる種類および数の当社の株式を有する当社の株主が、かかる株式交換または株式移転により受け取ることのできる種類および数の株式、その他の証券および資産(以下「受領可能資産」という。)を受け取らせることができるようにするため、当社の完全親会社となる会社をして、受託会社が了解する内容の補足信託証書を締結させること。
- (b) 本新株予約権付社債の所持人の有する本新株予約権付社債と、当社が発行する、本新株予約権付社債と同様の要項を有し、(i)本新株予約権付社債の所持人が受領可能資産、または(ii)本新株予約権付社債の所持人が有するのと同等の経済的利益を受け取ることができる内容の新株予約権付社債とを交換することを提案すること、または当社の完全親会社となる会社をして、同社が発行する上記の要件を満たす社債とを交換することを提案させること(この場合、当社はかかる社債の支払を保証しなければならない)。
- (c) 当社の完全親会社となる会社以外の法人をして、本新株予約権付社債の所持人に、同人が有する権利

と同等の経済的利益を提供することを提案させること。

上記の各取扱いが法律上可能でなく、もしくは、上記(a)および(b)については実務的に実行可能でない場合、または、上記(b)および(c)に定める提案が行われたが本新株予約権付社債の所持人の全員からかかる提案への承諾を得ることができなかつた場合には、当社は、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、本新株予約権付社債の所持人に対し30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項に定める公告を行つたうえで（当該公告は取り消すことができない。）、本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額に対する下記の割合で表される償還金額で繰上償還することができる。

平成16年6月28日から平成17年6月27日まで	106%
平成17年6月28日から平成18年6月27日まで	105%
平成18年6月28日から平成19年6月27日まで	104%
平成19年6月28日から平成20年6月27日まで	103%
平成20年6月28日から平成21年6月27日まで	102%
平成21年6月28日から平成22年6月27日まで	101%
平成22年6月28日から平成23年6月27日まで	100%

130%コールオプション条項による繰上償還

平成19年6月28日以降、終値が30連続取引日（終値のない日を除く。）にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対し、30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項に定める公告を行つたうえで（当該公告は取り消すことができない。）、本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額の100%で繰上償還することができる。

税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更により、本社債に関する次回の支払いに関し、本新株予約権付社債の要項に定める追加支払特約に基づく追加額の支払の必要があることを受託会社に了解させ、かつ当社が合理的な措置を講じてもかかる追加支払義務を回避し得ない場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対して、30日以上60日以内の本新株予約権付社債要項に定める公告を行つたうえで（当該公告は取り消すことができない。）、本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加支払義務を負うこととなる最も早い日から90日以上前にかかる繰上償還の公告を行つてはならない。

本新株予約権付社債の所持人の選択による特定の期日における繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、その選択により、その保有する本社債を平成19年6月28日または平成21年6月28日（以下本号において「償還可能期日」と総称する。）に、その額面金額の100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。

この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、上記償還可能期日前30日以上60日以内の期間中に所定の様式の償還通知書（当該通知は取り消すことができない。）に、当該新株予約権付社債券を添付して、本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託することを要する。

本新株予約権付社債の所持人の選択による特定の事由の発生に基づく繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、当社の普通株式の株式会社東京証券取引所における上場が廃止された場合、または本新株予約権付社債の要項に定める一定の当社の重要な資産の移転が生じた場合には、その選択により、その保有する本社債を、その額面金額の100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。

この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、上記上場廃止もしくは移転の生じた日または上記上場廃止もしくは移転についての当社から本新株予約権付社債の所持人に対する通知がなされた日のうち遅い方の日から60日以内の期間中に、所定の様式の償還通知書（当該通知は取り消すことができない。）に、当該新株予約権付社債券を添付して本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託することを要する。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合には、当社は、上記(注)3の条件に従って、同(a)の取引を行うことが法律上不可能であり、又は実務上実行不可能である場合に限り、当社の完全親会社となる会社に対して、本新株予約権付社債の所持人の有する本新株予約権付社債に代えて、同社が発行する、本新株予約権付社債と同様の要項を有し、(i)本新株予約権付社債の所持人が受領可能資産、または(ii)本新株予約権付社債の所持人が有するのと同様の経済的利益を受け取ることができる内容の新株予約権付社債を交付するよう提案させるために、最大限努力しなければならない（本新株予約権付社債の所持人の有する本新株予約権付社債と、当社が発行する上記の要件を満たす社債とを交換することを提案した場合を除く。）。

(3) 【ライツプランの内容】

当社では、信託型ライツプランとして、平成17年5月12日付取締役会決議に基づき、イー・アクセス株式会社第1回企業価値向上新株予約権を発行しました。もっとも、当社は、平成20年6月25日付定時株主総会において、ライツプランを継続するための株主総会決議を行わなかったため、当社定款の規定に基づき、同日付でライツプランは廃止されました。さらに、同日付の取締役会において、上記新株予約権を取得及び消却する旨を決議しましたので、同決議に基づき、平成20年8月15日付をもって、上記新株予約権は消却される予定です。ライツプランが廃止されたため、上記新株予約権が行使されることはありませんが、本報告書提出日（平成20年8月14日）現在、消却されていないことから、当該新株予約権の内容につきまして、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。なお、ライツプランの導入及び廃止の経緯につきましては、「第2 事業の状況 3 財政状態及び経営成績の分析」をご参照ください。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月30日 (注) 1	△44,741	1,416,569	—	17,101	—	5,751
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日 (注) 2	355	1,416,924	4	17,105	4	5,756

(注) 1 平成20年4月17日付の取締役会決議に基づき、平成20年4月30日付で自己株式を消却したため、発行済株式数が44,741株減少しております。

(注) 2 新株予約権（ストックオプション）の権利行使

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の株主名簿を確認したところ、当第1四半期会計期間において、大株主（本報告書においては、当社の発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合の多い順に10名をいいます。以下同様です。）でありましたイーアクセスホールディングスエルエルシーは大株主でなくなり、ドイチェバンクアーゲーロン610が大株主になったことが判明いたしました。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ドイチェバンクアーゲーロン610 (常任代理人) ドイツ証券株式会社	TAUNUSANLAGE 12, D-60325 FRANKFURT AM MAIN, FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY (千代田区永田町2丁目11番1号山王パーク タワー)	53,178	3.75

(注) 1 有限責任中間法人ミナト・ライツマネジメントから、平成17年8月24日付（報告義務発生日 平成17年6月10日）で大量保有報告書の提出があり、以下の新株予約権証券を保有している旨の報告を受けましたが、これは前記「(2) 新株予約権等の状況」に記載のイー・アクセス株式会社第1回企業価値向上新株予約権にかかる新株予約権であり、平成20年6月25日付取締役会において、上記新株予約権を取得及び消却する旨を決議しましたので、同決議に基づき、平成20年8月15日付をもって、上記新株予約権は消却される予定です。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有新株予約権数 (個)	発行済株式総数に対する 所有潜在株式数の割合 (%)
有限責任中間法人ミナト・ライツマネジメント	1,800,000 (注)	66.41
合計	1,800,000 (注)	66.41

(注) 新株予約権の目的である株式の数は新株予約権1個あたり1.5株、合計2,700,000株です。

- 2 ゴールドマン・サックス証券株式会社から、平成19年10月22日付（報告義務発生日 平成19年10月16日）で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当第1四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができておりません。
 なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ゴールドマン・サックス証券株式会社	14,406	0.99
Goldman Sachs International	61,764	4.23
Goldman Sachs & Co.	590	0.04
eAccess Holdings L.L.C.	22,220	1.53
合計	98,980	6.78

- 3 ドイツ証券株式会社から、平成20年4月22日付（報告義務発生日 平成20年4月15日）で大量保有報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当第1四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができておりません。
 なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ドイツ銀行 ロンドン支店	67,761	4.63
ドイツ証券株式会社	2,566	0.18
ドイツェ バンク トラスト カンパニー アメリカス	5,603	0.38
ドイツェ インベストメント マネジメント アメリカス インク	2,982	0.20
ドイツェ バンク セキュリティーズ インク	0	0.00
合計	78,912	5.39

- 4 UBS証券会社から、平成20年5月7日付（報告義務発生日 平成20年4月30日）で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当第1四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができておりません。
 なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
UBS証券会社	5,517	0.39
ユービーエス・エイ・ジー(銀行)	48,691	3.33
UBS Securities LLC	0	0.00
合計	54,208	3.70

- 5 モルガン・スタンレー証券株式会社から、平成20年6月9日付（報告義務発生日 平成20年6月3日）で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当第1四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができておりません。
 なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
モルガン・スタンレー証券株式会社	2,393	0.17
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド	9,914	0.70
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー	210,672	14.87
ファンドロジック	43,364	3.06
合計	266,343	18.80

- 6 リーマン・ブラザーズ証券株式会社から、平成20年6月25日付（報告義務発生日 平成20年6月18日）で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当第1四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができておりません。
 なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
リーマン・ブラザーズ証券株式会社	43,792	3.00
リーマン ブラザーズ アジア キャピタル カンパニー	87	0.01
リーマン ブラザーズ インターナショナル (ヨーロッパ)	14,400	0.99
リーマン ブラザーズ インク	0	0.00
リーマン ブラザーズ コマーシャル コーポレーション アジア	-3,443	-0.24
リーマン ブラザーズ (ルクセンブルグ) エス エイ	0	0.00
合計	54,836	3.55

- 7 フィデリティ投信株式会社から、平成20年6月26日付（報告義務発生日 平成20年6月19日）で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当第1四半期会計期間末現在における実質所有状況の確認ができておりません。
 なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	175,399	12.38
エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	87	0.01
合計	175,486	12.39

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式1,416,924	1,416,924	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,416,924	—	—
総株主の議決権	—	1,416,924	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が65株(議決権65個)含まれております。

【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	69,500	67,800	61,300
最低(円)	61,800	56,800	53,500

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	44,887	40,119
売掛金	8,956	14,412
有価証券	2,500	7,500
商品	428	232
その他	7,712	8,456
貸倒引当金	△2	△1
流動資産合計	64,480	70,717
固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置（純額）	9,625	10,811
その他（純額）	1,888	1,638
有形固定資産合計	※1 11,513	※1 12,449
無形固定資産	2,183	2,340
投資その他の資産		
関係会社株式	※2 22,984	※2 27,441
その他	8,925	8,644
投資その他の資産合計	31,909	36,085
固定資産合計	45,605	50,874
資産合計	110,086	121,590
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,313	6,554
1年内返済予定の長期借入金	830	1,300
未払金	732	1,436
未払費用	4,701	4,933
未払法人税等	1,150	4,137
その他	539	799
流動負債合計	11,266	19,158
固定負債		
社債	83,000	83,000
固定負債合計	83,000	83,000
負債合計	94,266	102,158

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,105	17,101
資本剰余金	5,756	5,751
利益剰余金	△5,941	684
自己株式	—	△3,000
株主資本合計	16,920	20,536
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,172	△987
繰延ヘッジ損益	△527	△721
評価・換算差額等合計	△1,699	△1,708
新株予約権	2	2
少数株主持分	597	603
純資産合計	15,820	19,433
負債純資産合計	110,086	121,590

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	24,258
売上原価	17,235
売上総利益	7,024
販売費及び一般管理費	※1 3,527
営業利益	3,497
営業外収益	
受取利息	24
受取配当金	63
その他	9
営業外収益合計	96
営業外費用	
支払利息	443
持分法による投資損失	4,668
その他	14
営業外費用合計	5,125
経常損失(△)	△1,533
特別利益	—
特別損失	—
税金等調整前四半期純損失(△)	△1,533
法人税、住民税及び事業税	1,341
法人税等調整額	△53
法人税等合計	1,288
少数株主損失(△)	△10
四半期純損失(△)	△2,810

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失(△)	△1,533
減価償却費	1,391
無形固定資産償却費	260
貸倒引当金の増減額(△は減少)	0
受取利息及び受取配当金	△87
支払利息	443
持分法による投資損益(△は益)	4,668
持分法適用会社への未実現利益調整額	△212
売上債権の増減額(△は増加)	5,456
たな卸資産の増減額(△は増加)	△196
その他の資産の増減額(△は増加)	416
仕入債務の増減額(△は減少)	△3,240
未払金の増減額(△は減少)	△56
未払費用の増減額(△は減少)	△544
その他の負債の増減額(△は減少)	△137
小計	6,630
利息及び配当金の受取額	29
利息の支払額	△9
法人税等の支払額	△4,260
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,390
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の取得による支出	△25
有形固定資産の取得による支出	△976
無形固定資産の取得による支出	△311
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,312
財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△107
割賦債務の返済による支出	△6
長期借入金の返済による支出	△470
株式の発行による収入	8
配当金の支払額	△735
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,310
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△232
現金及び現金同等物の期首残高	47,619
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 47,387

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
会計方針の変更 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。 この結果、損益に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額</p> <p style="text-align: right;">28,110百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額</p> <p style="text-align: right;">32,249百万円</p>
<p>※2 担保資産 関連会社コミットメントラインに係る担保提供 関連会社イー・モバイル株式会社は、平成18年3月にモバイル事業で必要となる資金を確保するために取引銀行32行と総額220,000百万円、借入期間最長7年の借入枠(コミットメントライン)を設定しております。当第1四半期連結会計期間末日の同社の借入実行額は150,000百万円であります。当該コミットメントライン契約に関し、イー・モバイル株式会社の保有する主要資産(平成20年6月30日現在の同社帳簿価額228,616百万円)への担保権設定に加えて、当社の保有する全てのイー・モバイル社株式について担保権が設定されております。担保提供期間及び当第1四半期連結会計期間末の担保提供資産の帳簿価額は以下のとおりであります。 (担保提供期間) 当該コミットメントラインによる借入返済完了まで (担保提供資産) イー・モバイル社株式 22,922百万円</p> <p>なお、同社株式の個別貸借対照表の帳簿価額は48,999百万円であります。</p> <p>なお、当該コミットメントラインに関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。平成20年6月30日現在、イー・モバイル株式会社は当該財務制限条項及びオペレーティング制限条項には抵触していません。</p>	<p>※2 担保資産 関連会社コミットメントラインに係る担保提供 関連会社イー・モバイル株式会社は、平成18年3月にモバイル事業で必要となる資金を確保するために取引銀行32行と総額220,000百万円、借入期間最長7年の借入枠(コミットメントライン)を設定しております。当連結会計年度末日の同社の借入実行額は80,000百万円であります。当該コミットメントライン契約に関し、イー・モバイル株式会社の保有する主要資産(平成20年3月31日現在の同社帳簿価額200,730百万円)への担保権設定に加えて、当社の保有する全てのイー・モバイル社株式について担保権が設定されております。担保提供期間及び当連結会計年度末の担保提供資産の帳簿価額は以下のとおりであります。 (担保提供期間) 当該コミットメントラインによる借入返済完了まで (担保提供資産) イー・モバイル社株式 27,379百万円</p> <p>なお、同社株式の個別貸借対照表の帳簿価額は48,999百万円であります。</p> <p>なお、当該コミットメントラインに関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。平成20年3月31日現在、イー・モバイル株式会社は当該財務制限条項及びオペレーティング制限条項には抵触していません。</p>
<p>3 借入枠等の実行状況</p> <p>当社は、平成20年5月16日に運転資金及び設備投資資金を確保するために株式会社みずほ銀行と総額15,000百万円、借入期間最長4年10ヶ月の借入枠(コミットメントライン)を設定しております。当第1四半期連結会計期間末の借入実行残高はありません。</p> <p>なお、このコミットメントラインに関し、財務制限条項が付されております。</p>	<p>3 ———</p>

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
販売促進費	1,259百万円
業務委託費	1,063百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	44,887百万円
取得日から3か月以内に償還期限 の到来する短期投資(有価証券)	2,500百万円
現金及び現金同等物	47,387百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,416,924

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	(新株予約権) 第1回企業価値向上新株予約権 (注)1	普通株式	2,700,000	2
	(新株予約権) ストック・オプション (注)2	—	—	—
合計			2,700,000	2

(注)1 本新株予約権は、平成20年6月25日付取締役会において、取得及び消却する旨を決議しましたので、同決議に基づき平成20年8月15日付で当社が取得し、同日付で消却される予定です。

2 会社法施行日前に付与されたストック・オプションであるため残高はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	815百万円	575円	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年8月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	815百万円	575円	平成20年6月30日	平成20年9月11日

5 株主資本の著しい変動に関する事項

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前期末残高	17,101	5,751	684	△3,000	20,536
当第1四半期末までの変動額					
新株の発行	4	4			9
剰余金の配当			△815		△815
四半期純損失(△)			△2,810		△2,810
自己株式の消却(注)			△3,000	3,000	—
当第1四半期末までの変動額合計	4	4	△6,625	3,000	△3,616
当第1四半期末残高	17,105	5,756	△5,941	—	16,920

(注) 平成20年4月に自己株式の消却を行いました。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

(単位：百万円)

	ネット ワーク 事業	デバイス 事業	計	消去又は 全社	連結
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	13,142	11,117	24,258	—	24,258
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	378	378	(378)	—
計	13,142	11,495	24,637	(378)	24,258
営業利益	3,031	480	3,510	(14)	3,497

(注) 1 事業区分の方法

事業はグループ各社のサービス内容、特性及び販売市場の類似性等を考慮して区分しております。

2 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
ネットワーク事業	高速インターネット接続サービス、ISPサービス、伝送サービス
デバイス事業	デバイスの開発及び販売
モバイル事業	モバイル・ブロードバンド通信サービス等

平成19年5月31日にモバイル事業を営むイー・モバイル株式会社が連結子会社から持分法適用関連会社に異動したことに伴い、当第1四半期連結会計期間よりモバイル事業の売上高及び営業損益は計上されておられません。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
10,742円48銭	13,291円57銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	15,820百万円	19,433百万円
普通株式に係る純資産額	15,221百万円	18,828百万円
差額の主要な内訳		
新株予約権	2百万円	2百万円
少数株主持分	597百万円	603百万円
普通株式の発行済株式数	1,416,924株	1,461,310株
普通株式の自己株式数	一株	44,741株
1株当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式の数	1,416,924株	1,416,569株

2 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純損失(△)	△1,983円49銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(△)	△2,810百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る四半期純損失(△)	△2,810百万円
普通株式の期中平均株式数	1,416,745株

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

1. 株式取得による子会社化

当社は、平成20年7月31日開催の取締役会において、株式会社アッカ・ネットワークスとの業務・資本提携の合意及び同社が行う第三者割当増資の引受け並びに同社の子会社化を決議いたしました。また、当該決議に基づき、同日付で同社との出資契約及び業務提携契約を締結いたしました。

(1) 株式取得による子会社化の目的

当社と株式会社アッカ・ネットワークスは、将来の事業統合に向けた戦略的業務・資本提携について合意し、統合により事業規模を拡大することで、業務効率化による利益の最大化、競争力の維持・強化の実現、財務基盤の強化を図り、また将来ビジョンとして新たなビジネスモデルの実現、ビジネスフィールドの拡大検討を行ってまいります。

(2) 対象会社の概要

商号

株式会社アッカ・ネットワークス

代表者

代表取締役社長 須山 勇

本店所在地

東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

主な事業内容

電気通信事業

規模 (平成19年12月期連結)

1) 資本金	129億86百万円
2) 純資産	180億58百万円
3) 総資産	291億37百万円
4) 売上高	350億79百万円
5) 当期純利益	14億75百万円

(3) 株式取得の内容

株式取得方法

第三者割当増資の引受け

株式取得日

平成20年8月15日(予定)

取得株式数及び取得前後の所有株式の状況

1) 異動前の所有株式数	16,785株 (所有割合 15.04%)
(議決権の数 16,785個)	
2) 取得株式数	61,790株 (取得価格 7,414百万円)
(議決権の数 61,790個)	
3) 異動後の所有株式数	78,575株 (所有割合 45.32%)
(議決権の数 78,575個)	

取得価額

総額 7,414百万円

支払資金の調達方法

全額自己資金

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月13日

イー・アクセス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 小林 茂 夫 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 森 俊 哉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイー・アクセス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イー・アクセス株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年7月31日開催の取締役会において、株式会社アッカ・ネットワークスとの業務・資本提携の合意及び同社の行う第三者割当増資の引受け並びに同社の子会社化を決議し、同日付で同社との出資契約及び業務提携契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】

確認書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成20年8月14日

【会社名】

イー・アクセス株式会社

【英訳名】

eAccess Ltd.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 深 田 浩 仁

【最高財務責任者の役職氏名】

該当事項はありません。

【本店の所在の場所】

東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉱ビル

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 深田浩仁は、当社の第10期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。